

意見募集・e-モニターにおける県議会議員選挙のあり方についての自由記述に対する選挙区調査特別委員会の検討結果

選挙区調査特別委員会では、平成 29 年 9 月 22 日～10 月 20 日にかけて、委員会での議論の参考とするために、平成 31 年 4 月に実施される予定の次回県議会議員選挙を現行条例の定数 45 人で実施すべきか、それとも選挙区や定数を見直して実施すべきか、幅広く意見を募集しました。

意見の募集にあたって、現行条例での選挙実施の賛否を問うだけでなく、県議会選挙のあり方についての自由なご意見も募ったところ、非常に多岐に渡るご意見をいただきました。いただいたご意見を委員会において整理、分類したうえで、それらに関する委員会の検討結果について、以下のとおりお示しさせていただきます。

また同時期に、三重県が各種の行政課題についてあらかじめ登録した県民の方を対象に実施する電子アンケートシステム“e-モニター”による同種の調査も実施しており、そちらでいただいたご意見につきましても併せて検討結果をお示ししています。

なお、意見募集及びe-モニターの自由記述でいただいた全てのご意見については、平成 29 年 11 月 28 日の第 29 回選挙区調査特別委員会の資料として配布・公開済です。

整理番号	分類項目	意見（要約）	委員会の検討結果
1	次回県議会議員選挙は現行条例で実施すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・議決された事項を正当な理由もなく履行しないと云う事実を作るべきでない。 ・現行条例への改正により、一票の格差是正の目的は果たされており、それに基づき選挙を実施すべき。選挙を経ないままの条例改正では、前回の議論が無駄になる。 ・一度も選挙をしないまま定数を変えるのは県民の納得が得られない。 ・前特別委員会で長時間を要し検討した結果である現行条例を、一度も実施することなく改正するのでは、前の議論は何だったのかということになり、余りにも無責任ではないか。 ・議員定数等の見直しについては、少なくとも一度は現行条例での実施を経てから判断すべきことではないか。 ・背景、環境の変化があったことは理解しているが、現行条例での選挙が一度も行われていない中での定数議論は慎重に行われるべきである。 	<p>今回の意見募集等では、現行条例により議員定数が削減となった南部地域を中心に「現行条例を見直すべき、県南部をどうにかしてもらいたい」という意見が多数ありました。</p> <p>委員会においても、人口減少社会に立ち向かうべく地方創生が最重要課題となるなか、議会基本条例に謳われている「県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行う」ために、県南部等の定数を大きく減じた現行条例の選挙区のあり方について見直すべきとの意見がありました。</p> <p>一方で、現行条例改正時のパブリックコメントでも同様の意見は既に聴いており、今回の意見にもっともな部分はあるが、議決した条例を覆すまでの根拠とはなり得ないとの意見もありました。</p> <p>どちらの立場に立つ委員も議決責任の重さは十分承知していますが、今回の意見募集等の結果を、現行条例を変えるべき根拠と見なすか否かで意見が対立し、委員会としての合意には至りませんでした。</p>
2	選挙区及び定数の検討では一票の格差を重視すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・投票の平等性を考えれば、一票の価値は限りなく 1 に近づけるべきである。 ・現行条例は一票の格差を少なくするために議論され、見直されたものであり、現行条例での実施を支持する。 ・一票の格差と逆転現象区の是正は必要であり、議員定数の見直しを議論する場合は、人口比率を最優先にすべき。 ・一票の格差是正に伴う課題は、現行条例への改正時に全ての議員が県の課題であることを認識し、自覚と責任を持って対応していくと附帯事項に謳われており、現行条例での選挙実施に問題はない。 ・一票の格差は小さくしなければいけないが、定数を減らすこと無く、格差を無くせないか。 	<p>県議会議員選挙における定数等を議論する場合に一票の格差が問題とされるのは、憲法が選挙における投票価値が平等であることを求めているからです。</p> <p>また、公職選挙法が議員の数を定める際に人口比例を最も重要な条件としているのは、憲法に基づく選挙人の投票価値が平等であることを改めて強く要求しているからです。</p> <p>一方で、具体的な議員定数は県条例に委任され、公職選挙法に、地域間均衡など地域の実情を踏まえた定数配分が許容されるただし書きがあるのは、地方議会に選挙区別の定数を決定する裁量権が与えられていると解せられます。</p> <p>平成 29 年 12 月 7 日に示された委員長案では、南北の均衡ある発展という長年における県政の課題解消に資する、地域の実情を踏まえた定数案が示されましたが、一票の格差が 2.93 倍と全国的にも見てもかなり大きな数値にまで拡大することを懸念する反対意見も出され、委員会としての合意には至りませんでした。</p>

整理番号	分類項目	意見（要約）	委員会の検討結果
3	現行条例における南部の定数減に懸念がある	<ul style="list-style-type: none"> ・人口が少ない地域の意見が通りにくくなり、偏ったものになる懸念がある。結果として、三重県の県としての力を削ぐことにならないか。 ・南部地域は直面する人口減少などの課題に対処せねばならず、南部地域こそ議員定数を増やし、打開策を見つけ出さなくてはならないのではないか。 ・災害対策、人口減少、離島問題など三重県の重要課題は南部に集中している。議員定数の削減は南部地域を軽視し、政治格差を助長することになるのではないか。 ・地域から選出される議員は、地域の代弁者でもある。南部地域の発展のためには、地域の実態を知る議員が地域の声を県政に届ける必要がある。 ・機械的に人口比で南部地域の定数を削減する危険性もあるのではないか。広大な面積、住民一人ひとりの意見を汲み上げる時間と労力等も観点も必要ではないか。一票の格差を解消した結果、県政に住民の声が反映されにくい状況が作られるのなら、それは本末転倒ではないか。 	<p>離島を抱える地域や過疎、高齢化、防災等の課題が多い南部地域の特性を考慮すべきというご意見は非常に多く、委員会の議論でも南部地域の議員定数を増やすことの是非は議論の焦点でした。</p> <p>また、南部地域の市町長や議長との意見交換においても、一人区への変更等により、広大な面積や様々な課題を抱える選挙区の民意を反映させることが難しくなるのではないかという懸念も示されました。</p> <p>一方で、三重県議会では「それぞれの選挙区が抱える様々な課題に対しては、当該選挙区選出議員はもちろんのこと、全ての議員が県の課題であることを十分に認識し、議員自身の資質向上を図り、自覚と責任を持って対応していくこと」が、南部の定数を削減した前回特別委員会の附帯事項とされており、県議会に本当に南部の声が届かなくなるか否かの懸念は、現行条例での選挙実施後に検証すべきではないかという意見もありました。</p> <p>南部地域の活性化が重要な課題であることは、委員会の共通認識としてありますが、具体的に課題解決の牽引役として南部地域の議員定数を増やすことについては、賛否双方の意見があり、委員会としての合意には至りませんでした。</p>
4	現行条例において一人区が多くなることに懸念がある	<ul style="list-style-type: none"> ・一人区では選挙区が広くなり、結果として地域のことを熱心に見なくなるのではという懸念がある。 ・地域面積への考慮も必要ではないか。今回一人区となる選挙区は広大で、一人の議員だけで選挙区内の住民の声を丁寧に聞き、地域を活性化させたりすることは困難になるのではないか。 ・一人では地域の声がきちんと届くのか不安がある。また、一人がその選挙区の意見を代表し得るのかについて疑問が残る。 ・一人区では死に票が多くなる。 ・一人区では死に票が増え、意見の偏り、一方的な意見だけが反映される懸念が残る。 	<p>現行条例では尾鷲市・北牟婁郡選挙区、熊野市・南牟婁郡選挙区、多気郡選挙区、度会郡選挙区が新たに一人区となり、従来からの亀山市選挙区を加え、県内の5つの選挙区が一人区となっています。</p> <p>一人区が増えることについては、地域の声が県議会に届かなくなる、選挙区から出される意見に偏りが生じるのではないかという意見がありました。また、議員定数を検討する際には、議員一人当たりの活動面積を考慮すべきという意見も出されました。</p> <p>一方で、従来から亀山市選挙区は一人区としてきちんと機能しており、選挙の際に政策面での争点が明らかになる、選挙そのものへの関心が高くなるというプラス面も一人区にはあるという意見もあり、委員会としての合意には至りませんでした。</p>
5	議員定数の更なる削減が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の生活環境の変化やこれからの人口減少等の要素を考慮すれば、県議会議員の定数は削減する方向での検討が不可避ではないか。 ・人口減少の傾向や年々一票の格差が拡大している状況を考慮すると、議員定数の更なる減、更なる合区の検討も必要である。定数を増やす案が出されることが、理解できない。議員定数が削減できない理由は、聞いても仕方がない。 ・国のやることの補助に徹することが最大の利益をもたらすのであれば県議は少数でよいと思います。 ・議員の数が多すぎて県の財政圧迫の一因となっているのではないか。この際思い切って減らすべき。 	<p>三重県（H27 国勢調査人口 181 万 5 千人：議員定数 45 人）と人口を近くする福島県（191 万 4 千人：58 人）や岡山県（192 万 2 千人：55 人）との比較からも、三重県の議員数は「多過ぎる」状態にはないと思われます。</p> <p>県議会は国の補助に専念するだけでなく、自ら自立的で持続的な魅力あふれる地方のあり方を考え、実現させなければなりません。また、人口減少の傾向は確かですが、共助機能が弱まる中での災害対策や、過疎地域の再生・再興等の新たな役割が必要になっていることは一定ご理解下さい。</p> <p>しかしながら、定数 44 という案も一時期には出されており、厳しい財政状況や効率的な議会運営を鑑み、求められる議会機能の必要数といった観点からの議員定数は考え続けなければならない課題と捉えています。</p>

整理番号	分類項目	意見（要約）	委員会の検討結果
6	議員定数等の議論よりも経費削減を考慮すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・定数削減よりも議員経費の削減を考えてもらいたい。県民一人あたりに対しての予算が減れば、何人議員が居ても、その人数で少ない予算を按分すれば、議論する人々は多いに超したことはない。 ・議員数の削減は必要なく、議員報酬を下げるなどし、人件費の総額費用は維持したままで、議員定数を増やせばいいのではないか。 ・県議会議員の定数や選挙区の減少を論ずる前に、報酬や政務活動費など諸手当の見直し、県内全域への議会の各種取組の周知・啓発が先にすべきではないか。 	<p>選挙区調査特別委員会の所管事項は、県議会議員の定数及び選挙区に関することです。</p> <p>議員報酬は特別報酬等審議会において審議され、その意見を基に条例で定められています。また、政務活動費は会派や議員が自らの判断で行う政務活動に充てるものであり、その交付額等については、議員の調査研究活動の実態等を勘案して条例で定められています。</p> <p>このようなことから、本来、議員報酬や政務活動費の削減については、議員定数や選挙区の見直しの議論とは別に検討すべきことであると考えます。</p> <p>しかし、議員定数を増やした場合には、必然的に議員経費の増額が伴います。平成29年12月7日に示された委員長案では、議員定数の増と共に、議会経費を抑制するための議会経費の一定額削減を前提にした検討が提案されましたが、議会経費削減の議論は議員定数と分けて行うべき等との批判もあり、委員会としての方向性を見出すことはできませんでした。</p>
7	議員定数を増やすべき	<ul style="list-style-type: none"> ・南部地域の議員定数を増やすべき。これから産業等を発展させなければならぬのは南部地域であり、その議論には南部地域の議員が携わるべきである。 ・県議会議員の定数減は、三重県、特に南部地域の活性化を妨げになる。多様な意見を反映させるためにも、現状の51名の定数を確保すべき。 ・現行条例は定数減が大きい。51に定数を戻すことは無理でも、前正副委員長がまとめた定数49案くらいがいいのではないか。 	<p>広大な面積や様々な課題を抱える県南部の民意を的確に県政に反映させるために、現行条例については地域特性を加味した見直しが必要なのではないかという意見を多数いただきました。</p> <p>しかし、人口が減少傾向にある県南部地域の定数を増やすことは選挙における一票の格差を拡大することにもなり、委員会としての賛否が分かれ、合意には至りませんでした。</p> <p>ただし、参考人として招致した有識者からは、知事と政策競争し、住民の福祉向上につなげるため、どのような議会を創り出すかを議論したうえで総定数は定めるべきという所見を伺っており、また、一票の格差を縮める方向での定数増なら分からなくもないという意見もあり、県議会としては、引き続き、県民意思等が的確に反映される定数及び選挙区の不断の見直しを継続していきます。</p>
8	議員の資質向上を促したい	<ul style="list-style-type: none"> ・定数や選挙区をアンケートで決めようとする手法は、議員の判断能力を疑わざるを得ない。議決に伴う責任をなぜ議員自らが軽くしようとするのか。現状で議会基本条例を遵守していると言えるのか。 ・定数や選挙区の議論よりも、議員一人ひとりが県民の為に仕事をしているのかを、誰でもが判断できる仕組みを考えてもらいたい。議員が県の為に何をしてくれているか見えてこない。 ・地域に根ざした意見を汲み取ってくれる議員を切望する。 ・県会議員には三重県全体の活力を高めるため、全県的視野で物事を進めていってほしい。どうすれば三重県が元気になるのかを最優先してしっかり議論していただきたい。 	<p>県民の皆さんから幅広く意見をいただいたのは、議論の参考にさせていただくためであり、決定をその結果に委ねたわけではありません。最終的な判断は、あくまで選挙区調査特別委員会が下したものです。</p> <p>議会活動の評価としては、議会議論の中心的な役割を担う常任委員会において、年度当初に策定した活動計画に基づき、年度における委員会活動の評価等を行っています。また、議員個人においても県政報告等を行っています。</p> <p>議会基本条例第4条において、議員は県政の課題と県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする事、議会活動について県民に対して説明する義務を有すること等が謳われており、県議会としてどうすれば三重県が元気になるのか、そのために個々の課題をどのように解決に導くのかについては、引き続き尽力していきます。</p>

整理番号	分類項目	意見（要約）	委員会の検討結果
9	選挙制度そのものに対する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数の議論は、選挙区の人口だけでなく、面積や地域が抱える課題、18歳以上の人口等も考慮すべきではないか。 ・現在の選挙区の区割りを廃止して、全県一区や県を三分割するような選挙区割りを考えてはどうか。 ・議員定数の多い選挙区の定数を減らし、その人数を議員定数の少ない選挙区に回してはどうか。 	<p>公職選挙法第15条第8項において、選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならないと規定されています。この「人口」の定義は、公職選挙法施行例第144条において、最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口によると規定されています。</p> <p>選挙区の区割りに関しては、公職選挙法第15条第1項で、市、市と隣接する町、隣接する町同士を合わせた区域のいずれかによることを基本とすることが定められています。市の人口が議員一人当たりの人口に達しない時は他の区域と合わせて一選挙区を設けられる規定もありますが、市の人口が議員一人当たりの人口に達している市同士（例えば四日市市と鈴鹿市）を合区して、新たな選挙区を設けることはできないこととなっています。</p> <p>平成29年12月7日に示された委員長案では、県南部の抱える課題の大きさを考慮し、現行条例の県南部定数を6増しましたが、一票の格差が1.66から2.93に拡大することもあり、賛否の意見は鋭く対立しました。議員定数の多い選挙区の定数を減らして議員定数の少ない選挙区に回す場合には、一票の格差は2.93以上の数値となるため、理解を得るのは難しいのではないかと思います。</p>
10	県議会に対して政策面での期待	<ul style="list-style-type: none"> ・老若男女が暮らしやすい三重を作っていただきたい。子育て世代や高齢者に比して、社会との接点を持ちがたい壮年者の引きこもり問題について、どうにかしてもらいたい。 ・一般市民が住みたいなあとと思う街づくりを考えてもらいたい。 ・都市部の県議はぜひ田舎（過疎地）に年に何度か訪れ、都市部と田舎（過疎地）をつなぐ政策を考え出してほしい。 ・様々な県の施策が、県民にとってどのような効果を生むのかの視点で議論を深めてもらいたい。 	<p>選挙区調査特別委員会の所管は定数及び選挙区についてであるため、具体的な政策に対する考え方を記述することは控えますが、議会基本条例の前文にあり、三重県の代表として選ばれている議員は、県民の負託に応える責務を負っています。県内に暮らしている全ての方が暮らしやすいなと思える三重県の実現に向け、引き続き努力を続けていきます。</p> <p>議会基本条例では、議員は日常の調査及び自らの研修活動を通じて資質の向上に努めることも謳われています。都市部の議員は、自らの研修活動を通じ、また、常任委員会の県内調査等も活用し、都市部以外での課題把握に努めています。</p> <p>都市形成があまり進んでいない地域から選出された議員の視点、都市部から選出された議員の視点、双方から同じ課題を捉えることで、様々な県の施策が全県的にどのような効果を生むのか等の議論を深化させていきます。</p>

現行条例は、県の総人口が減少傾向にある中で、北勢地域をはじめとする都市部と中山間地域や県南部地域の人口推移が異なり、結果的に拡大した一票の格差の是正を図るため、三重県全体の均衡を考慮し、議員一人当たりの人口の少ない選挙区について定数削減等が行われました。

条例改正時の前選挙区調査特別委員会の委員長報告において、これからの人口動態や社会経済情勢等の状況も考慮し、改選された議員のもとでも引き続いて選挙区のあり方等の検証等を行っていくことが附帯事項として付記され、今回の選挙区調査特別委員会でも長期間に渡り、様々な観点から議論が交わされました。

しかし、地域間格差の課題を解決するために、その牽引役となる県南部地域の議員定数を増やそうとすれば、必然的に一票の格差は拡大します。県民意思等が的確に反映されるよう選挙制度において何を優先すべきか、その答えは政治家としての信条・信念の部分であり、意見は委員間討議で鋭く対立しました。それぞれが妥協をすることはなく、その結果、議論を継続しても委員会での合意を得ることは困難と判断せざるを得ない状況となりました。

合意に至らないまま議論が終結したことは残念ですが、選挙制度は民主主義の根幹であり、議会基本条例においても「議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行う」ことは謳われており、委員会としての議論は終結しましたが、三重県議会はこれからも、県民の意思等が的確に反映されるよう、定数及び選挙区にかかる不断の見直しを継続していくことを県民の皆さんにお約束申し上げ、委員会のまとめとします。